

宮崎労働局発表
令和5年10月31日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
監督課長 新盛 末弘
監察監督官 平元 克典
(電話) 0985(38)8834

令和4年の監督指導実施状況

～違法な時間外労働で183事業場・安全基準対策の 未実施で214事業場に行政指導～

宮崎労働局（局長 坂根 登）は、令和4年に管内の労働基準監督署（宮崎、延岡、都城、日南の4署）が実施した定期監督等の監督指導実施結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

令和4年は令和3年に引き続き、月80時間を超える時間外労働を行っていると考えられる事業場を中心に、長時間労働の抑制・過重労働の解消に向けた取組を重点的に行った結果、183事業場で違法な時間外労働を確認し、それらの事業場に対して是正に向けた指導を行いました。

また、平成30年度を初年度とする「宮崎労働局第13次労働災害防止推進計画」（5か年計画）に基づき、労働災害防止の観点から監督指導を行った結果、214事業場で安全基準対策の未実施を確認し、それらの事業場に対して是正に向けた指導を行いました。

本年度においても、引き続き長時間労働の抑制・過重労働の解消及び労働災害の防止に向けた取組を重点的に実施し、法違反が認められる場合には是正に向けて必要な行政指導を行うとともに、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場や重大な災害を発生させた事業場には司法処分を含め、厳正に対処することとしています。

（結果のポイント）

1. 定期監督等の実績

監督事業場数 1,319 件（違反事業場数 809 件、違反率 61.3%）

2. 主な違反内容[1. のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した件数]

- （1）違法な時間外労働があったもの：183 件
- （2）労働安全衛生法に定める安全基準対策が実施されていなかったもの：214 件
- （3）割増賃金が法定で決まるとおり支払われていないもの：162 件

3. 司法処分の実績

送検件数 8 件（労働基準法関係 0 件、労働安全衛生法関係 8 件）

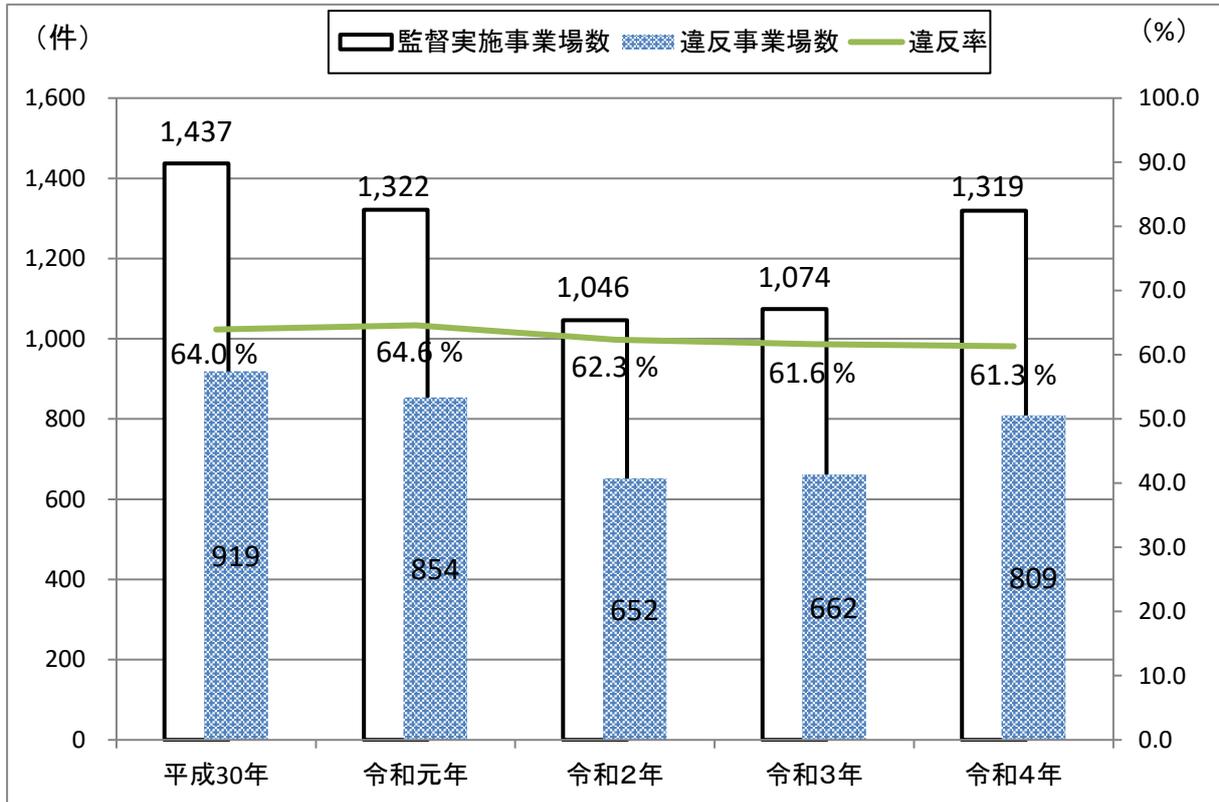
（注）「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」及び「災害調査」で、具体的には、労働基準関係法令（労働基準法、労働安全衛生法など）に基づき、定期的又は労働災害の発生等の各種情報を契機として事業場に立ち入り、関係労働者の労働条件等について調査を行い、法違反が認められた場合には、事業主に対して、それを改善するよう行政指導や行政処分を行うものである。

1 定期監督等の実施状況

(1) 定期監督等実施事業場数及び違反事業場数の推移 (図1)

令和4年における定期監督等の実施件数は1,319件(前年比245件増)であり、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場数は809件(同147件増)、違反率は61.3%(同0.3ポイント減)であった。

図1 | 定期監督等実施事業場数及び違反事業場数の推移



(2) 業種別定期監督等実施事業場数及び主要な法違反事項の状況 (表1)

令和4年における定期監督等実施事業場を業種別にみると、

- ①建設業 277件
- ②商業 240件
- ③製造業 232件
- ④保健衛生業 220件
- ⑤接客娯楽業 136件

の順となっている。

また、違反率が高い業種(年間30件以上の監督を実施した業種に限る。)は、

- ①保健衛生業 70.5%
- ②製造業 62.1%
- ③農林業 57.4%
- ④建設業 57.0%
- ⑤接客娯楽業 55.9%

の順となっている。

さらに、主要な法違反の状況としては、

①安全基準に関する違反（安全装置の不具合、検査・点検の未実施など）	214 件
②健康診断に関する違反（健康診断未実施、医師の意見未聴取など）	213 件
③労働時間に関する違反（36協定未届、協定時間の超過など）	183 件
④割増賃金に関する違反（割増率の不足、手当の未算入など）	162 件
⑤賃金台帳に関する違反（賃金台帳の未調整、未記入など）	115 件

の順となっている。

（3）使用停止命令等

労働災害を未然に防止する見地から、危険性の高い機械・設備等に使用停止等処分を行った件数は、46 件（前年比 21 件増）であった。

（注）使用停止等処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業主に対し、機械・設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長等が命じるものである。

表 1 | 主要な法違反事項

業種	定期監督等実施事業場数	違反事業場数	違反率	労働基準法						最賃法 労基法	労働安全衛生法				
				労働条件の明示	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	賃金不払	安全衛生管理体制	安全基準	衛生基準	定期自主検査	健康診断
製造業	232	144	62.1%	12	35	2	26	13	12	8	51	76	18	34	39
建設業	277	158	57.0%	7	18	1	8	0	5	0	16	86	11	5	14
運輸交通業	29	23	79.3%	2	12	3	4	4	6	1	6	4	0	4	5
農林業	61	35	57.4%	3	4	0	2	0	1	5	2	21	0	1	8
商業	240	125	52.1%	12	27	9	31	30	36	5	9	9	1	3	39
金融広告業	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育研究業	20	15	75.0%	2	4	0	5	6	4	5	3	0	1	0	5
保健衛生業	220	155	70.5%	27	33	6	41	27	32	9	7	2	1	1	66
接客娯楽業	136	76	55.9%	6	22	4	28	14	6	2	3	1	0	1	11
清掃・と畜業	28	23	82.1%	0	9	0	4	5	1	2	4	6	2	3	6
上記以外の業種	75	55	73.3%	5	19	2	13	11	12	4	4	9	1	2	20
合計	1,319	809	61.3%	76	183	27	162	110	115	41	105	214	35	54	213

※ 違反状況は主要なものを抜粋しており、また、同一事業場で複数の違反が認められるケースもあり、違反事業場数と各違反項目の合計数とは一致しない。

2 司法処分の状況（表2）

上記の定期監督等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合等については、送検手続を取るなど厳正に対応しており、令和4年には8件（前年比3件増）の事件を宮崎地方検察庁に送致している。

事件の内訳としては、労働基準法違反被疑事件0件、労働安全衛生法違反被疑事件8件となっている。

（注）労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員（特別司法警察職員）として捜査を行い、検察庁に送致する（司法処分）。
（注）労働基準法違反には最低賃金法違反も含む。

表2 | 司法処分件数の推移

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
6件	14件	10件	5件	8件

3 今後の指導方針

宮崎労働局及び管内各労働基準監督署においては、安全で健康に働くことができる環境づくりを目指して、長時間労働の是正、労働条件の確保・改善及び労働者の安全と健康の確保などの対策を強力に推進しているところである。

引き続き、法定労働条件の履行確保を図るため、的確な監督指導を実施するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処していくこととしている。

監督指導事例

事例 (倉庫業)

- 1 時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働者11人について、36協定で定めた上限時間（特別条項：月79時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超え、最長で1か月当たり201時間の違法な時間外・休日労働が認められた。
- 3 常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、労働者に対して心理的な負担を把握するためのストレスチェックを実施していなかった。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 労働者11人について、36協定で定めた上限時間（特別条項：月79時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超え、最長で1か月当たり201時間の違法な時間外・休日労働が認められた。

労働基準監督署の対応

- ①36協定で定める上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

- 2 常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、労働者に対して心理的な負担を把握するためのストレスチェックを実施していなかった。

労働基準監督署の対応

常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、1年以内ごとに1回のストレスチェックを実施していないことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条の10違反）



時間外労働の上限規制（労働基準法第36条第6項第2、3号）

平成31年4月1日に改正労働基準法が施行され、**法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり**、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも

- ・時間外労働・・・年720時間以内
- ・時間外労働+休日労働・・・月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする必要があります。



◆以下の事業・業務は、令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。

- ・建設事業 ・自動車運転の業務
- ・医師
- ・鹿児島・沖縄砂糖製造業（複数月平均80時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります。）

◆新技術・新商品などの研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

司法処分の事例(宮崎労働局令和4年)

労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格者の労働者に高所作業車を運転させたもの
労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第163条	コンクリートポンプ車に構造上定められた長さを超えるホースを連結し使用したもの
労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	高さ12.7メートルの足場上で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの
労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第160条	ドラグ・ショベルの運転席から離れる際に、バケットを地上に下ろさなかったもの
労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出したもの